

契約書

予防訪問介護センター

はっぴいあかり

予防訪問介護サービス契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、訪問介護センター はっぴいあかり（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、訪問介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

- 1 この契約の期間は、令和6年 月 日から利用者の要介護認定又は、要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了の2日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 （訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況、及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って、「訪問介護計画」を作成します。事業者は、この「訪問介護計画」の内容を利用者及び、その家族に説明します。

第4条 （訪問介護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は、【契約書別紙】に定めたとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及び、その家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って、【契約書別紙】に定めた内容の訪問介護を提供します。
- 3 第2項のサービス従事者は、介護福祉士又は、訪問介護員養成研修1～3級過程を修了した者です。
- 4 訪問介護計画が、利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は、介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て、新たな内容の【契約書別紙】を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

第5条 （サービス提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を、この計画書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者を確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内に、その事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を、受けることができます。

第6条 （料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として、【訪問介護料金表】に定める、利用単位毎の料金をもとに、計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに、（自動引き落とし、若しくは現金の方法で）支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用料は、居宅において、サービス従事者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条 （サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知することにより、料金を負担することなく、サービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が、サービス実施日の24時間前までに通知することなく、サービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部又は、一部を請求することができます。この場合の料金は、第6条に定める、他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条 （料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条 （契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間を置いて、文書で通知することにより、この契約を解消することができます。ただし、利用者の病変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約を解消することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解消することができます。
 - ① 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ② 事業者が、守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が、利用者や、その家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④ 事業者が、破産した場合。
- 4 つぎの事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者又は、その家族が、事業者やサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの、背信行為を行った場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が、介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ③ 利用者が、死亡した場合。

第10条 （秘密保持）

- 1 事業者及び、事業者の使用する者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及び、その家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条 （賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産・に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条 （緊急人の対応）

事業者は、現に訪問介護を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第13条 （身分証携行義務）

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、及び利用者又は、利用者の家族から、掲示を求められた時は、いつでも身分証を掲示します。

第14条 （連携）

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員、及び保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又は、本契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを、速やかに介護支援専門員に送付します。

なお、第9条：第2項又は、第4項に基づいて解約を通知する際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条 （苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第16条 （本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠意をもって、この契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上、定めます。

第17条 （裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、あらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

＜事業者名＞訪問介護センターはっぴいあかり (指定番号等)2872200569

< 住 所 >加古川市山手1丁目19-4

＜代表者名＞理事長 礪野 直子 印

利 用 者

< 住 所 >

< 氏 名 > 印

(代 理 人)

< 住 所 >

＜ 氏 名 ＞ 印

【契約書別紙】

○ サービス提供責任者

氏名 原田 佳子

連絡先 079-438-3377

○ 訪問介護の内容

提供するサービスの内容は、下記のとおりです。

	曜 日	時 間 帯	内 容	介護保険適用
①	曜日	～	生活援助	
②	曜日	: ~ :		
③				
④				
⑤				

○ 利用料金

お支払いいただく料金の単価は、下記のとおりです。

(1ヶ月)

サービス内容	基本料金 (介護保険適用の料金)
予防介護	円

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦、介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。